

がんばる企業を
応援します!!

● 黒部商工会議所 ●

夏季一日公庫相談室

運転資金・設備資金など事業資金にご利用ください!!



仕入・買掛決済等の運転資金や機械・車輛等の設備導入資金にご活用ください。
初めてのご利用、また追加資金や借換えなど、みなさまのご希望に添ったご相談に応じます。
当日は日本政策金融公庫富山支店の融資担当者が、ご相談・お申込み、審査等までを行うスピーディーな対応をいたします。低利で便利な制度資金をぜひご利用ください!!

開催
日時

令和5年
7月11日(火)
午前10時～午後3時

開催
場所

黒部商工会議所

尚、当日都合のある方も日時の調整をいたしますので、お気軽にご相談ください。

(令和5年6月1日現在)

	経営改善貸付 (マル経融資)	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	新企業育成貸付 (新規開業資金)	普通貸付 (事業資金)
対象者	従業員20名以下の事業所 (商業・サービス業(宿泊業・娯楽業はのぞく)は5名以下)	売上が減少するなど 業況が悪化している方	新たに事業を始める方または 事業開始後おおむね7年以内の方	事業を営むほとんどの方
貸付限度額	2,000万円	4,800万円	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	4,800万円 特定設備資金7,200万円
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金10年以内	運転資金 8年以内 設備資金15年以内	運転資金 7年以内 設備資金20年以内	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 特定設備資金 20年以内
利率	1.09% ※新型コロナウイルス対策マル経を希望される方は、別途、ご相談ください。	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。		

◎この他にも各種制度がございます。詳しくは日本政策金融公庫国民生活事業ホームページ
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index_k.html をご覧ください。
◎利率は、金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。



お申し込み
お問い合わせ

黒部商工会議所 中小企業相談所
TEL 52-0242 FAX 52-2650
e-mail kurobe@ccis-toyama.or.jp

日本政策金融公庫
富山支店(国民生活事業)融資課
TEL 076-431-1191 FAX 076-432-2258

申込書に必要事項をご記入の上、切り取らずにこのままFAXしてください

黒部商工会議所 行

FAX **0765-52-2650**

7月11日開催「夏季一日公庫相談室」申込書

ご希望の相談日時	月 日 時～ / 他の日を希望 (日)
日本政策金融公庫との取引の有無	あり / なし / 以前あり
事業所名	(担当者)
TEL	FAX

※FAX受領後、確認のご連絡をさせていただきます。
※お申込みいただきました情報については、ご本人の確認の為の連絡以外には使用いたしません。

県の融資制度（一例）

（融資利率・保証料率はR5. 4. 1現在のものです。）

制度名		制度内容・融資対象など	資金用途 貸付限度額	期間（据置）	融資利率	※保証利率
小口事業資金	一般小口枠	・従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者 ・黒部市内において1年以上同一の事業を行っている方	設備・運転 2,000万円 （零細小口枠との合計で）	設備 7年以内 運転 5年以内 （6ヶ月以内）	1.80% 以内	0.6% ★市助成制度あり
	零細小口枠		設備・運転 2,000万円 （信用保証協会の保証付き融資残高との合計で）			
経営安定資金	地域産業対策枠	経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者（商工会議所の認定）	運転 5,000万円	7年以内 （1年以内）	1.70% 以内	保証協会の定めによる（割引料率の適用有り）
	経済変動対策緊急融資	次のいずれかに該当する中小企業者 ・最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 ・原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格上昇率が前年同期比20%以上増加、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格割合が前年同期を上回っているもの	運転 1億6,000万円 （地域産業対策枠との合計、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の残高を含む）	7年以内 （1年以内）	1.25% 以内	※0.35～1.05% セーフティネット保証4号・5号認定の場合 0.5%
	小規模企業支援枠	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転 3,000万円	7年以内 （1年以内）	1.20% 以内	保証協会の定めによる（割引料率の適用有り）
緊急経営改善資金 （商工会議所の認定）	最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少し、経営改善計画を策定し借換を行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	【一般枠】 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営資金短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務の借換え 【小口枠】 県小口事業資金の借換え	借換資金 8,000万円 （借換と同額（上限1,000）までの新規運転資金を含む） 借換資金 2,000万円 （借換と同額（上限1,000）までの新規運転資金を含む）	10年以内 （1年以内）	1.70% 以内	保証協会の定めによる（割引料率の適用有り） ★小口枠については市助成制度あり
設備投資促進資金 ※下記のいずれかの補助金を利用し、エネルギー効率向上や炭素排出量削減に資する設備投資を行う場合は、3年間無利子・ものづくり補助金（グリーン枠） ・事業再構築補助金（グリーン成長枠） ・ビヨンドコロナ補助金（カーボンニュートラル枠）	工場・店舗・事務所等の新増設や機械設備、事業用車両、店舗設備等の導入を行う中小企業者（駐車場、資材置場等は対象になりません）	設備（運転） 5,000万円 （うち運転1,000万円） 運転資金のみの利用は不可	設備 10年以内 運転 5年以内 （1年以内）	1.25% 以内	保証協会の定めによる（割引料率の適用有り） ★市内での設備投資の場合、市助成制度あり	
生産性革命推進枠	上記設備投資に伴い、建物（土地）を同時取得する場合	設備（運転） 1億円 （うち運転1,000万円） 運転資金のみの利用は不可	設備 15年以内 運転 5年以内 （1年以内）			
創業支援資金 創業者枠	老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する場合、または販売または役務の提供に係る業務向上のための設備を導入し、業務効率の1%以上の向上を図る中小企業者	設備（運転） 5,000万円 （うち運転1,000万円） 運転資金のみの利用は不可	設備 10年以内 運転 5年以内 （1年以内）	1.25% 以内 小規模企業者等の場合 1.20%以内	保証協会の定めによる（割引料率の適用有り）	
創業支援資金 創業者枠	(1)事業を営んでいない個人が事業を開始する予定があるもの (2)事業を開始した中小企業者であって創業後5年以内のもの	設備・運転 3,500万円	設備 7年以内 運転 5年以内 （1年以内）	1.25% 以内	0.4% ★市内で創業する方の場合市助成制度あり	

※中小企業の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

★市助成制度については黒部市役所商工観光課 ☎0765-54-2111（内線2314）へお問合せ下さい。

◎お取引のある金融機関を経由のうえ、県へのお申込みとなります。

◎この他にも各種制度がございます。詳しくはお取引のある金融機関または富山県商工労働部地域産業支援課（076-444-3248）へお問合せ下さい。

県の制度融資は

- 県と金融機関が協調して行っている中小企業向けの融資制度です。
- 金融機関が融資の窓口となりますが、融資原資の一部を県が預託することにより、県の定める条件に従って、中小企業の皆様に低利、かつ、長期の事業資金を融資するしくみです。
- 原則として、県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、県税を完納している方
- 創業支援資金（創業者枠）については、創業予定者または創業後2年以内の方
- 中小企業者とは、以下の従業員数、資本金のいずれかに該当するものをいいます。

ご利用できる方

業種	資本金 （または出資の総額）	常時使用する 従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の産業	3億円以下	300人以下

※業種別による例外

- ・ゴム製品製造業 3億円以下又は900人以下
（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）
- ・旅館業 5,000万円以下又は200人以下
- ・サービス業のうち、映画・ビデオ制作・配給業、映画・ビデオサービス業、自動車整備業、機械修理業、歯科技工所、ソフトウェア業、情報処理サービス業はその他の産業に分類